

宮古市物品購入等指名競争入札参加資格 承継手続きについて

宮古市の物品購入等指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者（以下「有資格者」という。）から事業（営業用資産など）を承継しその事業を継続する場合、承継手続きを行うことによりその入札参加資格を承継することができます。

合併や事業譲渡、個人事業の相続などにより有資格者の事業を引き継ぎ、その入札参加資格の承継を希望する場合、下記により承継申請および入札参加資格審査申請を行ってください。なお、引受者（事業承継を受ける者）が既に有資格者の場合で、引受者の営業種目に変更（承継による種目追加）が無い場合は、申請の必要はありません。

1 入札参加資格の承継を申請できる者

- (1) 物品購入等指名競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載されていた者から営業用資産を承継した者
例) 吸収合併（合併存続会社）、吸収分割（分割承継会社）、事業譲渡（譲受人）、個人事業の相続（新事業主）
- (2) 名簿に登載されている者が名簿に登載される際に所有していた営業用資産をもって設立した法人
例) 新設分割（分割設立会社）、個人事業の法人化（新設法人）
- (3) 名簿に登載されていた法人が他の法人と合併（当該法人が他の法人に吸収された場合を除く。）して設立した法人
例) 新設合併（合併設立会社）

2 資格要件

資格審査を受けようとする日の属する年度に係る市税、法人税又は所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

また、次のいずれかに該当する者は資格審査を受けることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 11 第 1 項において準用する政令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

3 提出方法等

- (1) 提出方法 持参又は郵送等
- (2) 提出先 宮古市総務部契約管財課（〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目 1 番 30 号）

4 提出書類

(1) 承継申請書等

ア 承継申請書 引受者が申請のこと（市指定様式）

イ 添付書類 次の書類の原本又は写し

- ・登記事項証明書（引受者の履歴事項証明書、引継者の閉鎖事項（または履歴事項）証明書など、当該承継に係る合併・分割等に関する記載のあるもの）
- ・合併その他の承継に関する契約書（合併契約書、新設分割計画書など）
- ・株主総会議事録など

※ 個人事業の承継に係る添付書類については、お問い合わせください。

(2) 入札参加資格審査申請書等

No.	提出書類等 ○：全者提出 △：該当者提出	記載方法等
1	提出書類チェック表 様式 ⑩	各提出書類について確認し、申請者のチェック欄に赤ペンで✓を記載すること。 ※ A 4 版フラットファイルの表紙にクリップでとめて提出
2	A 4 版フラットファイル	No.3 から No.17 までの提出書類を番号順にファイルに綴り、背表紙及び表紙に、「物品購入等入札参加資格審査申請書」及び「申請者名」を記入すること。 <u>ファイルの色の指定はありません。</u> ※ No.1(チェック表)と No.18(封筒)は表紙にクリップどめ
3	物品購入等指名競争入札参加資格審査申請書 (市指定様式) 様式 ①	<別紙「記載例」を参照>
4	印鑑証明書（写し可） ※ 申請書等を提出する日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。	・法人：法務局で発行 ・個人：住所地の市区町村で発行
5	委任状 (市指定様式) 様式 ②	<別紙「記載例」を参照> 契約締結権限等を支店長、営業所長等に委任する場合は提出すること。 様式に記載する委任項目すべてを委任するものとする。一部のみを委任することは認めない。
6	使用印鑑届 (市指定様式又は任意様式) 様式 ③	<別紙「記載例」を参照> 次に該当する申請者は提出すること。 ・契約締結権限等を委任しない場合で、実印以外を入札、契約等に使用する場合 ・契約締結権限等を委任する場合（受任者の使用印を押印する）
7	登記事項証明書又は身分証明書（写し可） ※ 申請書等を提出する日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。	・法人：法務局が発行する全部事項証明書（現在事項）を提出すること。（履歴事項可） ・個人：本籍地の市区町村が発行する身分証明書を提出すること。

No.	提出書類等	○：全者提出 △：該当者提出	記載方法等
8	資格審査調書 (市指定様式)	様式 ④ ○	<別紙「記載例」を参照>
9	官公庁に対する契約実績調書 (市指定様式)	様式 ⑤ ○	<別紙「記載例」を参照>
10	代理店、特約店等調書 (市指定様式)	様式 ⑥ △	<別紙「記載例」を参照>
11	印刷機械設備等内訳書 (市指定様式)	様式 ⑦ △	<別紙「記載例」を参照>
12	国税納税証明書 (写し可) ※ 申請書等を提出する日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。	○	所得税又は法人税並びに消費税及び地方消費税について、次の納税証明書を提出すること。 ・法人：「その3の3」 ・個人：「その3の2」
13	市税納税証明書 (写し可) ※ 申請書等を提出する日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。 注) 他市区町村の地方税の納税証明書は、提出の必要はありません。	△	資格審査を受けようとする日の属する年度に係る宮古市に納付した地方税の納税証明書を提出すること。 宮古市税の納税義務がある方は、必ず提出してください。 ・法人：法人市民税、固定資産税 ・個人：市県民税、固定資産税、国民健康保険税
14	財務諸表 注) 新設会社等で最初の決算期が未到来(決算書類未作成)の場合は、提出の必要はありません。	○	資格審査を受けようとする日の属する年の1月1日直前の営業年度分を提出すること。なお、申請日までに翌営業年度分の書類が作成された場合は、直近のものとして当該翌営業年度分を提出すること。 ・法人：貸借対照表及び損益計算書の写し ・個人：収支計算に関する書類の写し(確定申告時の収支計算書の写し等)
15	許可、認可等を証する書類の写し	△	資格審査調書に記載した営業種目について、許可、認可等が必要な場合は提出すること。
16	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書 (市指定様式)	様式 ⑧ ○	<別紙「記載例」を参照> 申請者は、申請日現在において、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約すること。 提出がない場合は、申請を受け付けません。
17	資本関係・人的関係調書 (市指定様式)	様式 ⑨ ○	<別紙「記載例」を参照> 入札時の業者選定等で参考とするため、提出すること。
18	審査結果通知用封筒(84円切手を貼付した定型封筒)	○	資格審査の結果を通知するため、宛先を記載のうえ、84円切手を貼付した定型封筒を提出すること。 ※A4版フラットファイルの表紙にクリップでとめて提出

※ 書類の綴り方 No.2の「A4版フラットファイル」(色指定なし)に、
表紙にクリップでとめる書類 … No.1(チェック表)とNo.18(封筒)
綴る書類 … No.3からNo.17